

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(公財) 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会（以下「この法人」という。）の定款第19条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、事務局を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。なお、賞与及び退職手当は支給しない。報酬は月額とし、原則として毎月25日に、通貨をもって本人に支給する。

- 2 この法人は、監事の職務執行の対価として報酬を支払うものとし、原則として年1回、監査終了時に通貨をもって本人に支給する。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は、当時の経理状況によるが、高校新卒者の初任給平均（厚生労働省発表賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況）を参考にして、評議員会の議決を経て理事長が定める。

- 2 前項の報酬月額及び監事の報酬年額の見直しは、必要に応じ、当該年の4月に行う。

## (通勤費)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

## (費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 費用の支払い額は、別表の交通費等支払基準による。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2 この法人の常勤役員の報酬月額は、第4条の規定の範囲内で、当分の間、各10万円とする。

3 この法人の監事の報酬年額は、当分の間、各1万円とする。

4 常勤役員以外の事務局勤務者の報酬等並びに費用の支給についてはこの規程を準用し、その額の範囲内で当時の経理状況に応じ、理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 「特例財団法人大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会 給与等に関する規程」は、この規程の発効に伴い廃止する。

3 この規定は、令和2年5月31日から施行する。

別表

### 交通費等支払基準

鉄道賃(特急料金含む)、船賃、自動車賃、航空運賃	日 当	宿泊料	備 考
実費	3,000 円	10,000 円	1 日帰り出張の場合は、交通運賃の実費のほか、日当を次により支払う。 (1) 片道 50 千円以上 100 千円未満 半額 (2) 片道 100 千円以上 全額 2 グリーン料金は、理事長・副理事長及び同相当者に対し、片道 100 千円以上の出張に限り支払う。